

みやき町事業安定・継続資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、みやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者等が、みやき町のふるさと寄附金制度からの指定除外に伴う売上金額の減少による事業資金不足等を補うために、第2条に定める対象資金の貸し付けを受ける当該事業者等の早期の事業安定及び事業継続を支援するため、予算の範囲内において当該対象資金の対象利子に対し、利子補給金を交付するものとし、その利子補給金については、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象資金、対象者、利子補給率及び対象利子)

第2条 利子補給金の交付に係る対象資金、対象者、利子補給率及び対象利子は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	利子補給率	対象利子
佐賀県中小企業事業資金貸付金制度のうち経営安定化貸付（経営改善資金）	以下の①又は②に該当するものとしてみやき町長から認定を受け、対象資金の融資申込みを行い、融資を受けた事業者（※町長の対象者認定手続きについては別に定める規定による。） ① 令和7年度のみやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者で、返礼品にかかる令和6年度の売上金額が500万円以上であること。 ② 令和7年度のみやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者が返礼品生産のための仕入を行う町内の相手方事業者で、当該仕入れにかかる令和6年度の取引金額が500万円以上であること。	経営安定化貸付（経営改善資金）及びみやき町中小企業小口資金融資の定める貸し付け利率を限度とする。	対象資金貸付の実行日から起算して5年間に支払われた約定利子の全額。ただし、令和9年9月までに2回以上の貸付申請（借換を含む）を行い、融資を受けた場合の利子補給は当初申請分も合わせた累計で60月分を上限とする。
みやき町中小企業小口資金融資	以下の③又は④に該当するものとしてみやき町長から認定を受け、対象資金の融資申込みを行い、融資を受けた事業者（※町長の対象者認定手続きについては別に定める規定による。） ③ 令和7年度のみやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者で、返礼品にかかる令和6年度の売上金額が500万円未満であること。 ④ 令和7年度のみやき町ふるさと寄		

	附金返礼品取扱事業者が返礼品生産のための仕入を行う町内の相手方事業者で、当該仕入れにかかる令和 6 年度の取引金額が 500 万円未満であること。		
--	---	--	--

2 前項の対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第 1 項の対象者は、前項第 2 号から第 7 号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 第 1 項の対象利子については、国若しくは地方公共団体等から利子に対して直接助成を受けた又は受けることとなるものを除き、延滞利息、損害金及び違約金（以下「延滞利息等」という。）を含まない。

（交付申請及び実績報告）

第 3 条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、みやき町事業再建・継続資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、融資金融機関利子支払証明書（様式第 2 号）を添えて 1 部を町長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、原則として、上期分（1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいう。）にあっては、その年の 7 月 31 日までとし、下期分（7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。）にあっては、翌年の 1 月 31 日までとする。ただし、1 年分（1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。）での申請を希望する場合にあっては、1 月 31 日までとする。

（交付決定及び額の確定）

第4条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、みやき町事業再建・継続資金利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）を事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により利子補給金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（2）事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届出書（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

ア 住所、所在地、商号又は代表者等の変更があった場合

イ 事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合（県内に事業所を有する中小企業者が当該事業を承継した場合を含む。）

ウ 金銭消費貸借契約の内容を変更した場合

エ 対象資金を繰上償還したとき

オ その他町長が必要と認めるとき

（3）事業者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日以後において、利子補給金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。

（4）事業者が、利子補給金に係る対象資金の利子を約定返済日に支払わず延滞となっている場合で、利子補給申請対象期間内に当該利子分の支払がされないときは、当該利子分に係る利子補給金は交付しないものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 町長は、対象事業者が第2条第2項若しくは第3項の規定に該当することが判明したとき、又は町長の対象者認定の取り消しを受けたときは、額の確定の有無にかかわらず交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

（請求）

第7条 対象事業者は、交付決定及び額の確定があったときは、みやき町事業安定・継続資金利子補給金交付請求書（様式第5号）（以下「交付請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（支払）

第8条 町長は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金を対象事業者に支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用)

2 この要綱による利子補給金の申請は、令和9年9月30日までに佐賀県信用保証協会が融資にかかる信用保証申し込みを受付け、かつ、同年11月30日までに対象資金の融資が実行された事業者に適用する。